平成２８年（フ）第６２１号
広島市東区戸坂新町２丁目46番５―504号
債務者　饗庭　憲夫
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５３号
広島市南区東雲本町２丁目４番21―705号
債務者　長舩　雄史
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９４号
広島市佐伯区五日市１丁目５番29―９―105号
債務者　地頭　良次
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７号
広島県三次市南畑敷町294番地72
債務者　西原　勝幸
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第３６５号
鹿児島県鹿児島市小山田町3819番地の１
債務者　潤　　健一
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３１１号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平307番地14
債務者　下地　徹広
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３１号
石川県羽咋市大町い39番地
債務者　若狭　保子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月９日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第３４号
福井県敦賀市角鹿町５番地の７　角鹿アパートＡ号
債務者　本間　幸一
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第１２３号
北海道苫小牧市木場町２丁目14番15号　ジュピエル北央211
債務者　河越　英之
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１８４号
長野県東筑摩郡朝日村大字古見2456番地７
債務者　斉藤　翔汰
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２３号
静岡県賀茂郡松崎町松崎186番地
債務者　星野　恵介
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第２１３号
神戸市西区伊川谷町長坂866番地の４　サンフレンド長坂402号、前住所兵庫県姫路市辻井７丁目16番22号
債務者　石田加代子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
神戸市西区今寺33番地の18　アスフローレス403号、前住所兵庫県赤穂郡上郡町高田台１丁目４番地２
債務者　江唐　侑祐
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２４１号
兵庫県明石市藤江1132番地の10
債務者　辻川　則子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
兵庫県宍粟市山崎町門前３番地63
債務者　中川　慶子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第１０２号
愛媛県新居浜市上原３丁目５番４号
債務者　谷岡　雅美
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１０６号
愛媛県四国中央市中之庄町524番地１　マンション加地202号
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
松山地方裁判所西条支部